

2019年12月16日

各 位

会社名 株式会社シーボン
代表者名 代表取締役会長兼社長 執行役員 犬塚 雅大
(コード番号：4926 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長 執行役員 三上 直子
(TEL：044-979-1234)

「指名報酬委員会」の設置に関するお知らせ

当社は、2019年12月16日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の目的

当社は、代表取締役及び社外取締役で構成される任意の「ガバナンス委員会」を設置し、経営陣の指名・報酬を含むコーポレート・ガバナンス体制について審議を行うことで、経営の透明性・公平性を確保してまいりましたが、独立専任組織である「指名報酬委員会」を設置することで、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ってまいります。

2. 委員会の役割

次の各事項を審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役・監査役・執行役員の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 代表取締役から推薦された新任取締役・新任監査役・新任執行役員の選定の審議に関する事項
- (5) 前4号を決議するために必要な基本方針、手続き等の制定・変更に関する事項
- (6) 取締役の報酬等に関する事項
- (7) 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (8) 執行役員の報酬等に関する事項
- (9) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (10) 毎期末までに取締役・執行役員の評価及び行動評価の実施に関する事項
- (11) 現任の取締役・監査役・執行役員の再任・退任に関する事項
- (12) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

取締役3名以上で構成し、その過半数は社外取締役といたします。また、委員長は社外取締役が務めます。

4. 設置日

2020年1月1日

以 上